

2018年度

# 電機連合「あんぜん共済A」 (労働災害総合保険)のご案内

電機連合「あんぜん共済A」の正式名称は、労働災害総合保険(法定外補償保険)です。給付金(保険金)の支払いは、東京海上日動火災保険(株)(以下、「東京海上日動」とする)との保険契約「労働災害総合保険(法定外補償保険)」の普通保険約款・特約条項に従います。

## 目的

「あんぜん共済A」は、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会(以下、「電機連合」とする)に加盟する労働組合の組合役職員が組合活動中に被った業務上災害や通勤途上災害に対して政府労災保険が給付される場合に、それを補い上乗せする、いわゆる「企業付加分」に相当する組合としての補償(その組合が支払を約束している災害補償規程等による補償金額)について、組合が補償責任を負担することによって被る損害をカバーすることを目的とした共済です。

「あんぜん共済A」は、電機連合を保険契約者とし、電機連合の加盟組合及び電機連合福祉共済センター「事業規程」に定める会員が所属する組織(以下、「組合」と表す)を被保険者とする労働災害総合保険(法定外補償保険)団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、電機連合が有します。

給付金は事業主である組合にお支払いしますので、全額、組合専従の役職員・非専従役員等(以下、「被用者」と表す)・ご遺族へ組合から災害給付金としてお支払いいただきます。

## 特長・利点

組合がこの共済(保険)に加入することにより、会社での就業中の労災補償と同じように、組合役職員等が安心して組合活動に専念することができます。

- ①対象となる被用者(組合役職員等)は無記名方式です。
- ②年齢制限がありません。
- ③**政府労災保険に加入**の給付対象となる組合役職員等全員がこの労働災害総合保険(法定外補償保険)の被用者となります。  
※政府労災保険が適用されない委員長や非専従役員等の方々については、政府労災保険への「第一種特別加入」が必要となりますので、ご注意ください。
- ④事業場数割引で、一般で個別に契約するより割安な保険料で加入できます。  
(現在、電機連合に適用されているのは、事業場数割引10%、損害率による割引60%です)  
※事業場数が100を下回った場合には、給付金(保険金)額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください(2017年加入事業場数210)。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。  
※損害率による割増引率は、所定の期間の損害率に応じて毎年個別に決定するため、翌年度以降変動する可能性があります。

## 補償期間(保険期間)

2018年12月1日午前0時<sup>(※)</sup>～2019年12月1日午後4時

※ただし、更新加入の組合は、午後4時の補償開始となります。

更新加入及び新規加入は、**2018年11月1日(木)までに**、加入申込書・掛金(保険料)ともにお手続きください(詳細は、P.3の加入手順をご覧ください)。



# あらし

## 1 加入資格

電機連合の加盟組合及び電機連合福祉共済センター「事業規程」に定める会員が所属する組織で、政府労災保険に加入している組織が被保険者(補償を受けることができる方)として加入できます。

## 2 「あんぜん共済A」被用者の範囲

組合が加入した政府労災保険の適用が受けられる**組合専従役員等**(アルバイト・パートも含まれます)および**非専従の役員等**となります。なお、**委員長や非専従役員等**の方々は政府労災保険への「第一種特別加入」手続きをしないと政府労災保険の適用となりませんので、本共済の対象としたい場合は必ず「第一種特別加入」手続きをしてください(電機連合労働保険事務組合をご利用ください)。

## 3 お支払いする給付金(保険金)の種類

- ①死亡補償給付金 労災事故により、被用者が死亡した場合は設定した死亡補償給付金額をお支払いします。
- ②後遺障害補償給付金 労災事故により、被用者が後遺障害(政府労災保険の後遺障害等級1級～14級)になった場合は設定した後遺障害補償給付金額をお支払いします。
- ③休業補償給付金 労災事故により、被用者が身体に障害を被り休業した場合、賃金を受けない日の4日目以降の休業に対し、1092日分を限度として1日につき設定した休業補償給付金額をお支払いします。

※業務上災害、通勤途上災害、後遺障害等級、休業日数の認定は政府労災保険の認定に従います。

※組合の法定外補償規程(形式・名称を問わず災害補償を定めた内規)に基づき支払うべき補償金額を、この共済(保険)で定める給付金額(保険金額)の範囲内でお支払いすることとなります。

※死亡補償給付金と後遺障害補償給付金は、重複してお支払いできません。いずれか高い額が限度となります。

※休業補償給付金は、死亡補償給付金または後遺障害補償給付金と重複して合算して支払います。

## 4 給付金(保険金)をお支払いする場合

被用者が業務上災害または通勤途上災害(通勤途上災害補償「有」に加入の場合)で、補償期間(保険期間)中に身体の障害を被り、政府労災保険の認定を受けた場合に、被保険者が政府労災保険の上乗せ補償を行うことにより被る損害に対して給付金をお支払いします。給付金は事業主である組合にお支払いしますので、全額、被用者・ご遺族へ組合から災害給付金としてお支払いいただきます。なお、その際、「保険金受領についての確認書」及び「労働災害補償金受領書」をお取り付けいただきます。被用者が業務上災害または通勤途上災害(通勤途上災害補償「有」に加入の場合)にあった場合には、取扱代理店(マックス)または、引受保険会社(東京海上日動)までご連絡ください。

## 5 給付金(保険金)をお支払いしない主な場合

政府労災保険の給付の対象とならない身体の障害のほか、次の身体の障害については給付金(保険金)をお支払いすることができません(身体の障害とは、傷害または疾病をいい、これらに起因する死亡・後遺障害を含みます)。

- ①電機連合及び加入申込の組合、またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体の障害
- ②被用者の故意もしくは重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
- ③被用者が、法令に定められた運転資格を持たず、または、酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間にその被用者本人の被った身体の障害
- ④被用者の故意の犯罪行為によって、その被用者本人が被った身体の障害
- ⑤地震、噴火、またはこれらによる津波により生じた被用者の身体の障害
- ⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体の障害

- ⑦核燃料物質（使用済燃料を含みます）もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による被用者の身体の障害
- ⑧風土病による被用者の身体の障害
- ⑨職業性疾病による被用者の身体の障害
- ⑩石綿（アスベスト）または石綿の代替物質（それらを含む製品を含む）の発がん性その他の有害な特性による被用者の身体の障害

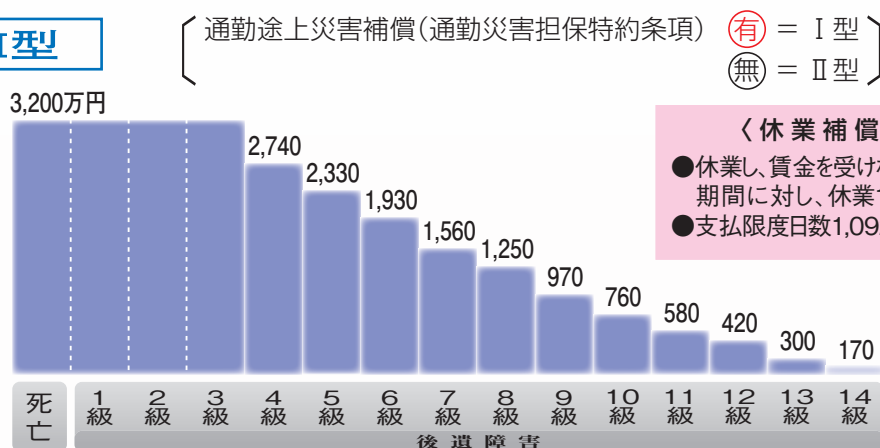
など

## 6 補償期間（保険期間）

2018年12月1日午前0時<sup>(\*)</sup>～2019年12月1日午後4時 （※ただし、更新加入の組合の場合  
午後4時の補償開始となります。）

## 死亡補償および後遺障害補償、休業補償給付金額（保険金額）（単位：万円、休業補償給付金のみ円）

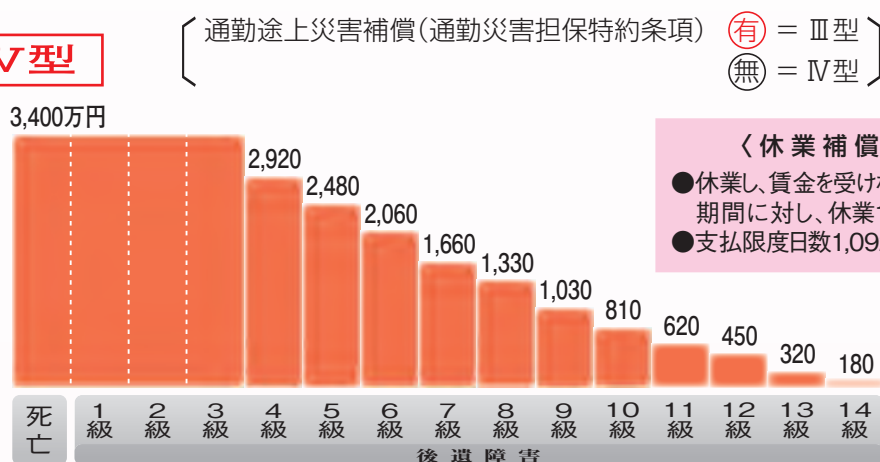
### I・II型



#### 〈休業補償給付金〉

- 休業し、賃金を受けない第4日目以降の期間に対し、休業1日につき3,500円
- 支払限度日数1,092日分

### III・IV型



#### 〈休業補償給付金〉

- 休業し、賃金を受けない第4日目以降の期間に対し、休業1日につき3,500円
- 支払限度日数1,092日分

※通勤途上災害補償「有」のI型・III型については、業務上災害、通勤途上災害につき、それぞれ上記の給付金額（保険金額）が適用されます。

## 年間掛金（保険料）（平均被用者1人あたり）

- ・I型〔通勤途上災害補償（通勤災害担保特約条項）(有)〕年間1人あたり 4,900円
- ・II型〔通勤途上災害補償（通勤災害担保特約条項）(無)〕年間1人あたり 3,100円
- ・III型〔通勤途上災害補償（通勤災害担保特約条項）(有)〕年間1人あたり 5,100円
- ・IV型〔通勤途上災害補償（通勤災害担保特約条項）(無)〕年間1人あたり 3,300円

※事業場数が100を下回った場合には、給付金（保険金額）の引き下げや掛金（保険料）の変更をさせていただきますので、予めご了承ください（2017年加入事業場数210）。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、契約者である電機連合が保険期間満了時に、保険料算出基礎数字である平均被用者数を確定させ、既にお支払いいただいた保険料と確定した平均被用者数に基づいて算出した保険料との差額を精算させていただきます。（政府労災保険の「労働保険概算・確定保険料申告書」等の公表資料・客観的資料により、平均被用者数を確認させていただきます。）

# 加入手続

## 1 手続方法

- ①加入申込書にご記入いただき、**11月1日(木)必着にて送付**してください。(同封の「あんぜん共済代理店 マックス行」の封筒をご利用ください)。
- ②**同時に掛金(保険料)を下記口座に振込んでください。11月1日(木)着金にてお手続きをお願いします。**

請求書及び振込用紙は  
ございませんので  
こちらにお振込ください

中央労働金庫(2963) タマチ 田町支店(286) 普通預金 1977262  
デンキレンゴウフクシキョウサイセンターアンゼンエーガタ  
電機連合福祉共済センターあんぜんA型

## 2 ご加入時の確認事項

### ①もし事故が起こったときは

被用者が業務上の事由(通勤災害担保特約付帯の場合には通勤を含む)による身体障害(災害)を被ったときは、遅滞なく、災害発生の日時・場所、災害の状況、被災した被用者の住所・氏名、身体障害の程度、その他の必要事項について、書面にて取扱代理店(マックス)または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、給付金(保険金)を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

**保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。**

### ②ご加入の際のご注意

●告知義務(ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出いただく義務):加入申込書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、給付金(保険金)をお支払いできないことがあります。\*代理店には、告知受領権があります。

### ③ご加入後のご注意

●通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または引受保険会社に連絡していただく義務):ご加入後、加入申込書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、給付金(保険金)をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

●他の保険契約等がある場合:この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり給付金(保険金)をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:法定外補償金額<sup>(※)</sup>から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

※被保険者が定める法定外補償規程等に基づき被用者・遺族に支払うべき金額をいいます。

●掛金(保険料)領収前に生じた事故:掛金(保険料)を領収する前に生じた事故については、給付金(保険金)をお支払いできませんのでご注意ください。

●法定外補償保険金:法定外補償保険金(「あんぜん共済A」よりお支払いさせていただいた給付金(保険金))は、組合から被災した被用者またはその遺族に全額をお支払いいただきます。なお、その際、「保険金受領についての確認書」及び「労働災害補償金受領書」をお取り付けさせていただきます。

●保険会社が経営破綻した場合等の取扱について:引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人<sup>(\*)</sup>)である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(\*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

**※本共済は「損害保険契約者保護機構」の対象外ですので、ご注意ください。**

●**代理店の業務**:取扱代理店は、東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店(マックス)と有効に成立したご契約は、東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●**加入証**:加入申込書(控)は保管していただき、加入証が届きましたら、ご加入内容が正しいか確認くださいますようお願いいたします。なお、ご加入後1か月経過しても加入証が届かない場合は、取扱代理店にご照会ください。

#### ④**個人情報の取扱いに関するご案内(裏表紙をご覧ください)**

#### ⑤**重大事由による解除について**

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

この場合には、全部または一部の給付金(保険金)をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく給付金(保険金)を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく給付金(保険金)の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

### 3 留意事項

①組合が政府労災保険に加入(第一種特別加入を含みます)されている方以外が被災された場合は補償は受けられませんので、ご注意ください。

②通勤途上災害の補償がない**Ⅱ型**および**Ⅳ型**は、万一の事故に対応できないことが懸念されますので、極力**Ⅰ型**または**Ⅲ型**のご加入をおすすめします。

③掛金(保険料)は、専従・非専従にかかわらず同一です。

④被用者となる方に、このパンフレットの内容をご説明ください。

⑤**組合役職員等の人数に変更が生じる場合は**、あらかじめ取扱代理店(マックス)までご連絡ください。

⑥このパンフレットは、労働災害総合保険(法定外補償保険)の概要を説明したものです。詳細は、保険契約者である団体にお渡ししてあります労働災害総合保険の約款によりますので、ご不明な点がありましたら、裏表紙にございますお問合わせ先、電機連合福祉共済センター・**取扱代理店(マックス)**及び引受保険会社にご連絡ください。

### 4 中途加入・中途脱退について

①新たに加入を希望される組合、途中で脱退を希望される組合は、取扱代理店(マックス)までご連絡ください。なお、中途でのご加入につきましては、掛金(保険料)・加入申込書ともに、当方にて確認後一定の手続きに時間を要しますので、補償開始日までに十分なゆとりをもってご連絡をお願いいたします(組合役職員の数人数の変更に関しては、P.4③⑤をご参照ください)。

②**中途加入の掛金(保険料)及び、中途脱退の掛金(保険料)返金**につきましては、**個別に月割で算出**させていただきますので、ご連絡をいただきました時にご案内申し上げます。

#### ●**ご注意ください**

**更新および新規の手続きは、2018年11月1日(木)までとなります。**

更新もれがないように、ご担当者様が交替する場合には、必ずお引き継ぎをお願いいたします。

また、大切な共済ですので、組合の年間スケジュールに入れていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

## 個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、給付金(保険金)の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、給付金(保険金)支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）をご参照ください。

お問合わせ先

電機連合福祉共済センター 〒108-8326 東京都港区三田 1-10-3 3F 電話 03-3454-7514

取扱代理店(株)マックス 〒108-8326 東京都港区三田 1-10-3 3F 電話 03-3454-2716

引受保険会社 東京海上日動火災保険(株)（ご意見・ご相談先）広域法人部 団体・協同組織室  
〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4 ラ・メール三番町 9F 電話 03-3515-4151

## 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

 **0570-022808**  
<通話料有料>

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。  
受付時間：平日午前 9 時 15 分～午後 5 時  
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)